

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月  
② 昭和 55 年 8 月から同年 11 月まで

年金事務所に国民年金の記録照会を行ったところ、申立期間①とその前後の期間（昭和55年4月、同年6月及び同年7月）及び申立期間②の保険料の納付が確認できないとの回答があり、納得できず、再度記録照会を行った結果、昭和55年4月、同年6月及び同年7月の記録が確認できたとの回答をもらった。しかし、55年当時飲食店を経営しており、店も繁盛し将来のことを考える経済的ゆとりができたので、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記憶があるので、国民年金の加入手続を行った年の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年度（昭和55年11月以降）に払い出されていることが推認でき、この手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間①及び②の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間であり、申立人夫婦のマイクロフィルムによると、昭和55年12月から56年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる。しかし、当該期間より前の申立期間①及び②は未納となっており、通常、保険料は年度内の古い月から順次納付させることからすると不自然なものとなっている。

また、申立人のオンライン記録では、申立期間①及び②の前後の期間は納付済みとなっている上、申立人夫婦は申立期間当時の生活状況に特段の変動はなかったとしており、申立期間は併せて5か月と短期間である。

さらに、申立期間①及び②を含む昭和55年度の申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録は、マイクロフィルムとA市の電算記録が異なっている上、年金事務所では、同市の電算記録を基に作成された成型後のCSVデータ（磁気媒

体に成型したA市の国民年金被保険者名簿)を新たな記録として申立期間①前後の昭和 55 年4月、同年6月及び同年7月の納付記録を未納から納付済期間に記録訂正しているなど行政側の記録管理が適正でなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月  
② 昭和55年8月から同年11月まで

年金事務所に国民年金の記録照会を行ったところ、申立期間①とその前後の期間（昭和55年4月、同年6月及び同年7月）及び申立期間②の保険料の納付が確認できないとの回答があり、納得できず、再度記録照会を行った結果、昭和55年4月、同年6月及び同年7月の記録が確認できたとの回答をもらった。しかし、55年当時飲食店を経営しており、店も繁盛し将来のことを考える経済的ゆとりができたので、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記憶があるので、国民年金の加入手続を行った年の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年度（昭和55年11月以降）に払い出されていることが推認でき、この手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間①及び②の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間であり、申立人夫婦のマイクロフィルムによると、昭和55年12月から56年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる。しかし、当該期間より前の申立期間①及び②は未納となっており、通常、保険料は年度内の古い月から順次納付させることからすると不自然なものとなっている。

また、申立人のオンライン記録では、申立期間①及び②の前後の期間は納付済みとなっている上、申立人夫婦は申立期間当時の生活状況に特段の変動はなかったとしており、申立期間は併せて5か月と短期間である。

さらに、申立期間①及び②を含む昭和55年度の申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録は、マイクロフィルムとA市の電算記録が異なっている上、年金事務所では、同市の電算記録を基に作成された成型後のCSVデータ（磁気媒

体に成型したA市の国民年金被保険者名簿)を新たな記録として申立期間①前後の昭和 55 年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月の納付記録を未納から納付済期間に記録訂正しているなど行政側の記録管理が適正でなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月27日から同年3月1日まで

私は、A事業所に昭和33年4月1日に入社し、以後定年まで同事業所に勤務しており、42年3月1日にA事業所本部から同事業所B支部へ転勤となったが、同事業所本部の厚生年金保険の資格喪失日が42年2月27日となっている。私が同事業所の社員として継続して勤務していることは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の人事記録(写し)及び同事業所の回答により、申立人が同事業所に継続して勤務し(昭和42年3月1日にA事業所本部から同事業所B支部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和42年1月の社会保険事務所(当時)の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は、関連資料が無いため不明としており、この他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。